

令和8年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験案内

令和8年7月10日



愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

◆第1次試験日 令和8年9月27日（日）

◆受付期間 8月4日（火）午前8時30分～8月27日（木）午後5時15分

◆試験会場 リジェール松山



愛媛県職員採用情報
サイトはこちら

受験申込みは、インターネットにより、愛媛県職員採用情報サイトの「愛媛県採用試験受験等申込システム」から受け付けます。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	13人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	4人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度 司書	1人程度	知事部局、議会事務局、教育委員会事務局の本庁又は図書館に勤務し、公文書の管理、図書資料の収集・分類・整理、図書の貸出し等の業務に従事します。
短期大学卒業程度 保育士	1人程度	知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。
短期大学卒業程度 歯科衛生士	2人程度	知事部局、公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、口腔衛生指導、歯科保健事業の推進、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等の業務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和9年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
司書	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 イ 平成17年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和9年3月末日までに卒業する見込みの者 (2) 司書の資格を有する者又は令和9年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
保育士	(1) 平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 (2) 保育士の資格を有する者又は令和9年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
歯科衛生士	(1) 平成4年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 (2) 歯科衛生士の免許を有する者又は令和9年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和8年9月27日(日曜日) (1)初級（一般事務、警察事務） 受付開始 午前8時15分 試験 午前9時15分～午前11時45分 (2)資格免許職 受付開始 正午 試験 午後1時～午後3時30分	リジェール松山 (松山市南堀端町2番地3)	10月中旬 合格発表日は 第1次試験当日に お知らせします。
※ 受付時間（午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は、原則として、受験できません。			
第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		11月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 〔一般事務 警察事務〕 教養試験	90点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。
	資格免許職 専門試験	90点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	個別面接	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級（一般事務、警察事務）にあつては教養試験、資格免許職にあつては専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和8年8月4日（火）午前8時30分から8月27日（木）午後5時15分まで

- ※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月20日（木）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手續に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後、登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月18日（金）午後5時15分を過ぎても、電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、**申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。**

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和9年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用者は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格を取得しなかった場合は、採用されません。

- (4) 令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第4条の規定により、児童等に接する業務の従事者については、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）が必要となる場合があります。

ア 試験区分「保育士」について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、児童等に接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、犯罪事実確認を行います。なお、この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがあります。

イ 試験区分「一般事務」について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、児童等に接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、配置先によっては、採用までの間に、犯罪事実確認を行うことがあります。なお、この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、児童等に接する業務に従事することができません。

※ 「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

- (5) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現行給料月額	
初 級	一般事務	行政職給料表1級9号給	207,981円
	警察事務		
資格免許職	司 書	行政職給料表1級29号給	239,073円
	保 育 士	行政職給料表1級17号給	220,760円
	歯科衛生士 (短大3年制課程卒業)	医療職給料表(二)1級21号給	238,670円
	歯科衛生士 (短大2年制課程卒業)	医療職給料表(二)1級15号給	230,117円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください（試験成績開示請求書は採用サイトからも、ダウンロードできます。）。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第1次試験合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

※ 第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

変更がある場合は、システム及び登録されたメールアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表（4関係） 専門試験（資格免許職）の出題分野

試験区分	出題分野
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館情報技術論、図書館制度・経営論、図書館サービス概論、情報サービス論・情報サービス演習、児童サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論・情報資源組織演習
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
歯科衛生士	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論